

○ 岩手県警察盛岡ヘリポート管理要領の制定について（令和3年10月1日岩警備第58号・岩生安第82号警察本部長）

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、令和3年10月1日から施行するので、適切に運用されたい。

なお、岩手県警察盛岡ヘリポート管理要領の制定について（平成14年11月19日付け岩地域発第630号）は、廃止する。

別添

岩手県警察盛岡ヘリポート管理要領

第1 趣旨

この要領は、岩手県警察盛岡ヘリポートの管理等に関する訓令（平成14年岩手県警察本部訓令第23号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、岩手県警察盛岡ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の管理及び運用の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 ヘリポートの施設等

1 着陸帯及びこれらに付属する施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 滑走路及び着陸帯

滑走路は、航空機が離着陸するための部分を指し、着陸帯はその周辺を含めた広い範囲をいう。

(2) ショルダー

着陸帯から逸脱した航空機の安全を図るため設けられた、着陸帯の外縁から側溝までの区域をいう。

(3) 飛行場標識

航空機が着陸する位置及び着陸帯の範囲並びに風向指示器の位置を表示する標識（黄色ペイント）をいう。

(4) 脱落防止帯

ヘリポートから転落することを防止するため設けられた、ショルダー外側から施設端部までの区域をいう。

(5) 燃料流出防止施設

航空機から漏れた燃料、オイル等の流出を防止する施設をいう。

(6) 係留環

航空機をヘリポート上に係留する施設をいう。

(7) 消火設備

ヘリポート等に設置した泡モニター操作盤、放水銃、泡消火栓及び粉末消火器の施設をいう。

(8) 救難設備

事故発生時等に搭乗者等を救助するため、屋上階に設置した救難用具収納函備え付けの用具をいう。

(9) 監視設備

ヘリポートの監視及び点検等を行う遠隔制御監視カメラ等の施設をいう。

監視設備の制御部及びモニターは盛岡東警察署地域課（以下「地域課」という。）、盛岡東警察署当直事務室（以下「当直事務室」）及び盛岡東警察署ヘリポート管理室（以下「管理室」という。）に設置する。

(10) 避雷設備

落雷からヘリポート及び機器を防護する施設をいう。

2 ヘリポート照明施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 境界灯（8基）

滑走路の離着陸が可能な区域を示す灯火をいう。

(2) 境界誘導灯（6基）

南北の離着陸方向を示す灯火をいう。

(3) 投光機（2基）

着陸帯を照明する灯火をいう。

(4) 風向灯（1基）

風向指示器を照明する灯火をいう。

(5) ヘリポート灯火制御盤

照明設備の電源供給、灯火の点消灯、灯火断芯の検知等を制御する管理室に設置した施設をいう。

(6) 照明遠方操作盤

灯火の点消灯等を制御する地域課及び当直事務室に設置した施設をいう。

3 その他の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘリポート管理室

ヘリポートの監視機能を備えた10階の事務室をいう。

(2) 可搬式着陸誘導装置

航空機の着陸進入角度を支援誘導する装置をいう。

(3) インターホン設備

地域課、管理室、当直事務室、ヘリポート及び昇降機等に設置の連絡用電話施設をいう。

第3 運用主任者

1 ヘリポートの管理運用を適正に行うため、管理者の下に運用主任者（以下「主任者」という。）を置くものとする。

2 主任者は、警部以上の階級の警察官の中から管理者が指定する。

なお、勤務時間外については、当直責任者が主任者の事務を代行するものとする。

3 主任者は、管理者の指揮を受け、ヘリポートの点検管理及び運用に関する事務を行うものとする。

第4 時間外運用

管理者は、航空法第81条の2に該当する航空機の事故、海難、その他の事故発生に際し、捜索又は救助のため、緊急運航の必要があるときは、運用時間以外においてもヘリポートの使用を承認することができるものとする。

第5 使用申請及び承認等

1 使用申請

航空機への搭乗、荷物の搬送等ヘリポートを使用する所属長は、原則として使用予定日の3日前までに訓令に定める、岩手県警察盛岡ヘリポート使用承認申請書（以下「申請書」という。）により管理者へ申請し、承認を受けるものとする。

2 監視員の派遣

ヘリポートを使用する所属長は、搭乗者等の安全を確保するため、監視員1名を派遣するものとし、申請書参考事項欄に職、氏名を記載すること。ただし、遠隔地等で監視員を派遣できない所属にあっては、ヘリポートを使用する要件の事務を担当する本部主管課（以下「主管課」という。）と協議の上、主管課において監視員を派遣するものとする。

3 使用の承認

(1) 使用申請を受理した管理者は、訓令第9条に該当する機関又は航空機であること、使用時間が運用時間内であること、重複承認及び保守管理工事の有無を確認し、承認するものとする。

(2) 承認の連絡は、口頭で行い、申請書摘要欄に発受担当者名を記載するものとする。

(3) 捜索又は救助等のため緊急を要する場合は、これを優先するものとする。

第6 使用の禁止又は制限

1 工事等による使用禁止又は制限

管理者は、ヘリポートの改修工事及び設備の故障等により、ヘリポートが使用できないと判断したときは、ヘリポートの使用禁止又は制限をすることができる。

2 気象条件による使用禁止又は制限

管理者は、ヘリポート上の風速17メートル以上、視界が300メートル以下の濃霧又は大雨等の気象条件のときは、ヘリポートの使用禁止又は制限をすることができる。

なお、風速の制限については、各航空機種種の運航制限内とし、離着陸の判断は、機長が行うものとする。

3 その他の使用禁止又は制限

管理者は、ヘリポート上に積雪があり、離着陸に伴い雪塊等が飛散するおそれがあるとき又はヘリポート周辺の行事等で静穏の保持が必要と認められる場合は、ヘリポートの使用禁止又は制限をすることができる。

第7 ヘリポートを使用できる航空機

- 1 ヘリポートは、航空法第38条に基づき非公共用飛行場として国土交通大臣から許可を受けた陸上ヘリポートであり、商業用等一般の航空機は使用できない。
- 2 ヘリポートを使用できる航空機は次のとおりである。
 - (1) 警察航空機
 - (2) 都道府県及び消防本部の航空機
 - (3) 自衛隊及び海上保安庁の航空機
 - (4) その他人命救助活動等緊急運航に従事する航空機
- 3 使用可能な主な航空機
使用可能な主な航空機は、別表第1のとおりである。

第8 離着陸時の措置

管理者は、航空機が離発着する際は、必要な監視員を配置しなければならない。監視員の業務は、監視員作業要領（別表第2）によるものとする。

第9 禁止行為の掲示

管理者は、次に掲げるヘリポートの禁止事項を掲示し、監視員及び搭乗者等に徹底しなければならない。

- 1 何人も、着陸帯、飛行場標識施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をしてはならない。
- 2 何人も、飛行場内で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 航空機に向かって物を投げること。
 - (2) 着陸帯に金属片、布その他の物件を放置すること。
 - (3) 着陸帯及び火気を禁止する旨の表示した場所でみだりに火気を使用すること。
 - (4) 何人も、みだりに着陸帯に立ち入ること。

第10 ヘリポートの災害対策

1 点検及び訓練

管理者は、消火設備の点検及び航空機事故を想定した消火救難訓練を年1回以上実施するとともに、監視員に対する教養訓練等を随時行うものとする。

2 災害等発生時の措置

管理者は、航空機の離着陸時に火災その他の災害事故が発生したときは、緊急事態発生時の作業要領（別表第3）に基づき迅速かつ適切に行うものとする。

3 連絡系統図の掲示

管理者は、訓令に定める緊急時の連絡系統図に、夜間休日の連絡先電話番号等を記載し、地域課、管理室及び当直事務室に掲示するものとする。

第11 設置基準の維持

1 通常の点検

ヘリポートの点検は、点検要領（別表第4）により、毎日実施すること。

2 進入経路の点検

ヘリポートの進入経路は、南北に設定されており、進入経路の障害となる新たな建築物の有無について点検すること。

3 不時着場の点検

中津川河川敷を不時着場に指定しており、同所の使用可能状況についてヘリポート上から点検すること。

4 異常発見時の措置

- (1) 管理者は、ヘリポート施設の破損等を発見した場合は、直ちにヘリポートの使用禁止又は制限を行い修理、改修の措置を講ずること。
- (2) 管理者は、進入経路上に障害物を発見した場合は本部長（設置者）に報告すること。

第12 遵守事項

1 迅速な乗降等

搭乗者等は、ヘリポートが市街地に設置されていることから、騒音の抑制に考慮し迅速な乗降等、

航空機の停留時間の短縮に努めること。

2 離着陸時の安全確保

- (1) 搭乗者等は、航空機が離着陸する際、主回転翼による強い吹き下ろしが発生するので、安全確保のため、ヘリポート上には立ち入らないこと。
- (2) 搭乗者等は、航空機が完全に着陸し、主回転翼の吹き下ろしが弱くなり、機長等の合図を得てからヘリポートに上がり、航空機に接近すること。
- (3) ヘリポート上には、安全柵がないので、脱落防止帯には立ち入らないこと。

3 航空機の係留

機長は、ヘリポート上で航空機のエンジンを停止するときは、機体を係留環に係留すること。

4 昇降機の操作

- (1) ヘリポート用昇降機は、原則として傷病人の移送及び荷物の搬送以外は使用しないこと。
- (2) ヘリポート用昇降機は、航空機の離着陸時には10階に収納した状態を確実に維持すること。
- (3) ヘリポート用昇降機の操作は、監視員の確認を得て行うこと。

5 安全運航

- (1) 機長は、航空機の離着陸に当たっては、安全高度の確保と騒音の抑制に努めること。
- (2) 機長は、ヘリポート周辺でのホバリングは必要最小限とし、着陸後はローターの回転数を下げるなど騒音の抑制に努めること。
- (3) 機長は、航空機を離発着させるときはヘリポート上の安全及び監視員の待避を確認してから行うこと。
- (4) 機長は、ヘリポート周辺の風向、風速等気象条件に留意して安全運航に努めること。

6 立入禁止の措置

管理者は、ヘリポートの点検及び使用時以外は施錠するなど、確実な立入禁止の措置を講ずること。

第13 業務日誌

- 1 管理者は、ヘリポートの点検結果及び使用状況について、訓令に定める岩手県警察盛岡ヘリポート業務日誌に記載すること。
- 2 管理者は、当直責任者に夜間、休日の使用申請の有無及び岩手県警察盛岡ヘリポート業務日誌を引継するものとする。

第14 ヘリポート使用状況の報告

管理者は、岩手県警察盛岡ヘリポート使用状況報告書（様式）により、翌月10日までに警備部警備課長を経由して報告すること。

別表第1 (第7関係)

使用可能な主な航空機

機種項目	川崎式 BK117C-1型	ベル式 412EP型	アエロスパシアル式 AS365N2型	ベル式 206L型
製造会社	川崎重工株式会社	ベル・ヘリコプター・テキストロン	S. N. Iアエロスパシアル	ベル・ヘリコプター・テキストロン
エンジン	ツルボメカ・アリエル 1E2	P & WカナダPT6T-3D	ツルボメカ・アリエル 1C2	アリソン250-30P
出力・基数	692馬力×2	900馬力×2	712馬力×2	435馬力×1
最大速度	278km/h	—	296km/h	241km/h
巡航速度	248km/h	243km/h	285km/h	215km/h
航続距離	555km	783km	897km	635km
全長	13.00m	17.12m	13.68m	12.96m
全幅	11.00m	14.02m	11.94m	11.28m
最大離陸荷重	3,350kg	5,398kg	4,250kg	1,882kg
自重	1,764kg	3,080kg	2,230kg	1,012kg
最大乗員数 (操縦士含)	11名	15名	14名	7名
備考				

別表第2 (第8関係)

監視員作業要領

／	主任者(当直責任者)	監視員(A)	監視員(B)
使用日	1 監視員指定 2 監視員への任務付与	1 主任者への申告(使用予定時刻30分前) 2 担当任務の確認 3 管理室等の施錠	
離陸前	1 監視装置で安全確認 2 風向・風速の確認 3 機長への気象条件の連絡	1 燃料流出防止槽バルブを閉鎖 2 ヘリポート上の目視点検 3 点検結果の報告	1 管理室各種機械の確認 2 搭乗者等への待機指示 3 昇降機10階収納位置確認 4 昇降機作動スイッチ【OFF】確認 5 主任者に報告 ※ 搭乗者等の無い場合は上記2を除く各項目を実施
着陸直前	1 監視員(A・B)の位置確認 2 昇降機の位置確認	1 東側昇降階段で待機	1 管理室前搭乗者等と待機 ※ 搭乗者が無い場合は西側昇降階段で待機
着陸直後	1 監視装置で確認	1 待機場所で機長から着陸完了合図の確認 2 監視員(B)に着陸	1 監視員(A)からの着陸完了確認 2 昇降機作動スイッチ【ON】 3 搭乗者等の誘導

		完了連絡 3 搭乗者等の監視	※ 搭乗者等が無い場合は西側昇降階段で監視
乗降等	1 監視装置で確認	1 東側昇降階段で監視	1 ヘリポート上の昇降機付近で監視 ※ 搭乗者等が無く昇降機を使用しない場合は西側昇降階段で監視
離陸直前	1 監視員（A・B）の位置を監視装置で確認 2 昇降機の位置を監視装置で確認	1 作業終了の確認 2 着陸帯落下物の確認 3 機長への合図 4 東側昇降階段で待機	1 昇降機を10階に収納 2 昇降機作動スイッチ【OFF】
離陸後	1 監視装置で確認 2 監視員の任務解除の指示 3 管理者への報告	1 ヘリポート上燃料流出等異常の有無確認 2 ヘリポート階段出入口の施錠 3 燃料流出防止槽バルブの開放 4 主任者への報告	1 管理室各種機器等の確認 2 管理室等の施錠 3 主任者への報告

※ 「燃料流出防止槽バルブ」は、通常は「開」に位置し、ヘリポート使用時は、航空機の燃料流出防止のため「閉」にするものである。

別表第3（第10関係）

緊急事態発生時の作業要領

／	主任者（当直責任者）	監視員（A）	監視員（B）
離着陸直前	1 監視装置による監視	1 東側昇降用階段で待機	1 管理室前搭乗者等と待機 ※ 搭乗者が無い場合は西側昇降階段で待機
事故発生	1 消防車の出動要請 2 管理者に対する報告 3 救助等に必要の人員の招集と任務指示	1 事故発生をインターホンで報告 2 救難用具収納函備え付け救命用具で搭乗者等の救助及び避難誘導	1 搭乗者等がある場合、管理室前の搭乗者等の避難誘導 2 ヘリポート上の搭乗者等の救助
火災発生	4 救助活動の指揮 5 事故概要の報告及び記録	1 泡モニター操作盤の操作 2 発生位置、風向等を考慮して使用放水銃の選択 3 放水方向を告げ放水開始	1 放水銃作動状況の確認 2 放水銃遠隔操作不作動の場合、手動操作

別表第4 (第11関係)

点検要領

点検場所	点検項目	備考
1 当直室事務室	(1) 風向、風速計表示の状況	自動記録可
	(2) 監視カメラ遠隔制御、モニターの状況	
	(3) 照明遠隔操作盤作動の状況	
2 地域課	(1) 風向、風速計表示の状況	
	(2) 監視カメラ遠隔制御、モニターの状況	
	(3) 照明遠隔操作盤作動の状況	
3 管理室	(1) 監視カメラ遠隔制御、モニターの状況	
	(2) 灯火制御盤の作動及び灯火断芯の有無	
	(3) インターホンの通話試験	地域課、当直事務室
4 10階及び屋上階	(1) ヘリポート階段等出入口の施錠の状況	
	(2) 昇降機の異常の有無	
	(3) 燃料流出防止槽バルブの開放の確認	
5 ヘリポート	(1) 落下物の有無	
	(2) 飛行場標識破損等の有無	
	(3) 監視カメラの損傷の有無	
	(4) 吹き流しの損傷の有無	
	(5) 風向、風速計損傷等の有無	
	(6) 避雷針損傷等の有無	
	(7) インターホンの通話試験	地域課、当直事務室
	(8) 救難設備の点検	
	(9) 昇降機周辺の異常の有無	
	(10) 南北の進入路上の障害建築物等の有無	
	(11) 中津川河川敷不時着場の障害物の有無	結果は業務日誌のその他に記載
6 屋上階及び10階	(1) ヘリポート階段等出入口の施錠	
	(2) 昇降機作動スイッチ【OFF】	
	(3) 管理室等の施錠	

※ 冬期間は、ヘリポート面の排水路を確保するため、電気熱線による凍結防止対策を講じているので、監視カメラにより作動状況を確認すること。

様式(第14関係)

岩手県警察盛岡ヘリポート使用状況報告書

【 年 月分】

番号	日	曜	航空機名	着陸時刻	離陸時刻	用 務	乗降人数		使用所属	備 考
							搭乗	降機		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

- 注1 航空機名は、愛称又は型式を記載する。
- 注2 事前要請の無い緊急使用は、備考欄に「緊急」と記載する。
- 注3 乗降人員は、ヘリポートから航空機に搭乗又は降りた人員を記載する。
- 注4 事前の使用申請に対して、使用当日に悪天候等によりヘリポートの使用を禁止した場合は、備考欄に「悪天候のため使用禁止」等その理由を記載する。